

## 第2回 知的財産権が重視されるのはなぜか？

例えば、発明が法的に保護されないと、第三者がその発明を自由に利用できてしまいます。

これでは、企業は、発明を創出するために投じた巨額の研究開発投資を回収する途を失い、発明に対する意欲を失うこととなります。

その結果、我が国全体の技術の進歩や自由な経済活動が阻害されるおそれがあります。

このような状況を回避するために特許法などによって知的財産の法的な保護がなされているのです。

自己の研究開発の成果である知的財産を独占排他的に活用できる制度によって、競業他社による模倣を抑制し、研究開発投資の回収の途を確保することができるのです。

知的財産について権利を取得し、法による保護を受けることにより、競合他社から知的財産の侵害を受けることを防止できます。

### 企業競争力の源泉としての知的財産

近年、知的財産の防衛的出願（第三者から、突然に製造・販売を中止要請されるのを防止するための出願のこと。）だけでなく、知的財産を企業収益の源泉と捉え、経営戦略上の重要性を強調する考え方が出てきました。

企業間競争が激しさを増すにつれて、企業の持続的成長にとって技術革新の果たす役割が重要となってきています。

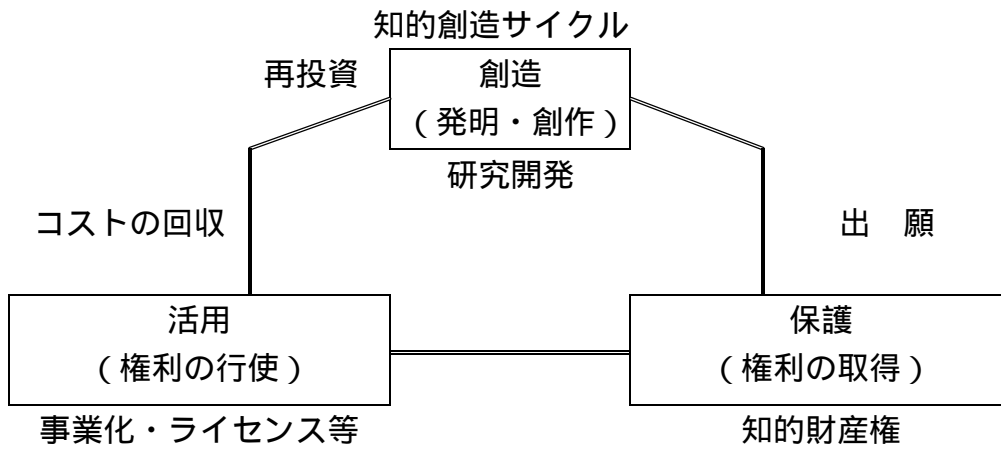
つまり、企業間における競争は、同一製品・サービスの生産効率を向上させて価格競争に打ち勝つことから、製品やサービスの内容について競合他社と差別化を図る方向へと変化してきているといえます。

これらの技術革新を実現し、製品・サービスに付加価値を高めるために不可欠なのが知的財産であり、知的財産は、企業が市場における競争を勝ち抜くために必要な企業競争力の源泉として重要となっています。

企業にとって知的財産とは、特許や著作権などの「知的財産権」とそれを生み出す「人材」のことです。

特許についていえば、家電業界のように「知的財産権」を重視する分野と、ソフト業界のようにどちらかといえば「人材」を重視する分野があります。

両者の関係は緊密であり、どちらが欠けても不具合になります。



次回（第3回）は、  
「特許、実用新案とは何ぞや？」についてお話しをします。